

通常実施権許諾条件同意書

本通常実施権許諾条件同意書（以下「本同意書」という）は、宏昌商事合同会社（神奈川県秦野市戸川489-2 宏昌ビル代表社員 鄭 穎（以下「甲」という））が有する特許権（登録番号：特許第4277013、発明の名称：写真集の製本方法）（以下「本特許発明」という）の本同意書末尾に記載の乙への非独占的通常実施権の許諾に関する条件を定めるものである。

第1条（実施権の許諾）

1. 本同意書の条件に従い、甲から乙に対し許諾される本特許発明に関する実施権は非独占的通常実施権とする。
2. 乙による本特許発明の実施は、乙が自己の業務に係る製本業務において実施することに限られるものとする。
3. 乙は、本特許発明を実施するための機械、器具等を、甲の書面による事前同意を得ることなく開発・製造することはできない。また、乙は、自己の業務の宣伝のために、本特許発明を利用することはできないものとする。

第2条（技術情報）

本同意書は、本特許発明の乙への実施権の許諾を定めるもので、乙は、甲が、乙に対して、本特許発明に関して技術情報その他の情報を提供する義務を負うものではないことに同意する。

第3条（実施料）

1. 本同意書に基づき許諾された実施権の対価は、乙が本同意書の条件を順守することを条件として、無償とする。
2. 乙が本同意書のいずれかの条項に違反した場合、乙は、甲が定める本特許発明の実施料を直ちに甲に支払うことに同意する。

第4条（免責）

1. 乙は、甲が、本同意書に基づく実施権の許諾に際して、本特許発明が、第三者の特許権その他の産業財産権を侵害しないことを保証するものではないことに同意する。
2. 乙は、第三者が本特許発明を侵害し又は侵害するおそれがあることを以上の本同意書の内容に同意します。

住 所：

氏 名（会社名）：

認識した時は、速やかに甲に通知をするものとする。また、乙は、甲が行う侵害の排除に対して協力を行うものとする。第5条（秘密保持）

乙は、甲の秘密情報を、本同意書有効期間中及び本同意書有効期間終了後も、甲の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

本同意書において「秘密情報」とは、秘密である旨特定して甲が開示した情報又は開示の状況から合理的に秘密と特定される情報をいうものとする。但し、以下に該当する情報は秘密情報とはみなされないものとする。

- (i) 甲より開示を受ける前に乙が自ら知得していた情報
- (ii) 甲より開示を受けた時点において既に公知の情報
- (iii) 甲より開示を受けた後に乙の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (iv) 乙が、第三者より秘密保持義務を負わず正当な手段により入手した情報
- (v) 甲の秘密情報に基づかず、乙が独自に創作した情報

第6条（許諾期間）

本同意書の有効期間は契約締結日から起算し、2年間とする。但し、期間満了2月前までに、甲又は乙から相手方に対し更新拒絶の書面による申し出がなされないときは、本同意書は自動的に2年間更新されるものとし、以後も同様とする。

但し、本許諾有効期間中に本特許発明の存続期間が満了又はその他の理由で消滅した場合には、本同意書は当該消滅の日に当然に消滅するものとする。

第7条（解約）

1. 乙が本同意書の規定に違反をし、甲からは正を要求する書面による通知を受領後30日以内に当該違反を解消しない場合は、甲は本同意書を直ちに解約することができるものとする。
2. 本特許発明の権利の有効性を乙が争った場合は、甲は本同意書を直ちに解約することができるものとする。

第8条（譲渡禁止）

乙は、甲の書面による事前承諾なく、本同意書上の権利及び義務を第三者に譲渡することができないものとする。